

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日には、当たる翌日)

指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険医の登録（保険課）
- 一般国道の区域の変更（道路課）
- 公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可（漁港課）
- 一般国道の供用の開始（々々）
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇公告 砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）
- 採石業務管理者試験の合格者（々々）
- 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

鳥取県告示第四百八十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

平成六年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野坂内科医院	米子市博労町一丁目四八一三	平成六年五月二十日
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一一	々
鳥取県薬剤師会 東部薬局	鳥取市秋里七二三一四	平成六年五月三十日
鳥取県立 精神保健センター	鳥取市江津三一八一	平成六年六月一日

（以下別表のとおり。）

平成6年6月10日 金曜日

鳥取県公報

指定番号	種別	図書		類
		題名及び号数	発行記号等	
5057	雑誌その他 の刊行物	T H E ビデオワールド 2	雑誌コード 17687-2	(株)白夜書房 表示された
5058	"	A P P L E 写真館 2月号	雑誌 01447-2	三和出版社 株式会社
5059	"	オーレンジ通信 1994.3 NUMBER 147	雑誌コード 02189-3	東京三世社 三和出版社
5060	"	アーヴィング通信 1994.3月号	雑誌 01559-3	株式会社 三和出版社
5061	"	むさぼり愛 O.3.9	北陽出版	株式会社 三和出版社
5062	"	秘肉ビクビク	N O. 9 9	北陽出版
5063	"	覗きスペシャル 写真ボーグ 1994.3月号増刊	雑誌 04446-03	(株)サンエー図書 表示された
5064	"	秘密の花園	雑誌 A G F - 1 0	フーラワー 出版社
5065	"	快感恥部	BOOK NO. ANG-13	フーラワー 出版社
5066	"	クラスメイトジュニア 2	雑誌コード 03285-2	少年出版社 表示された
5067	"	淫乱処女ハート写真集 キツイ発ねッ!	G A - 3 出 版	ジイエー 出版社
5068	"	S P A R K 94 / 1	雑誌コード 03365-1	白夜書房 表示された
5069	"	過激な絵巻	BOOK NO. ANG-12	フーラワー 出版社
5070	"	投稿ニヤンニヤン写真	雑誌 16747-02	(株)マガジン エクタインメント 表示された
5071	"	U R E C C O FEBRUARY ● 1994	雑誌 01851-2	ミリオン 出版社
5072	"	美獣のエロス	I S B N - 06-2532	マスコット 出版社
5073	"	熱写求一イ	雑誌コード 07055-3	(株)東京三世社 表示された
5074	"	マニア俱楽部	雑誌 08331-10	三和出版社 表示された

鳥取県知長第四回八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条へ五第一項の規定に基づいて、保険医の登録をしたるに、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定による、次のとおり掲示する。

平成六年六月十日

鳥取県知事 西尾昭次

氏名	登録の記載及び細點	登録の年月日
向根 賢次	鳥齒第六十九号	平成六年五月二十一日

鳥取県知長第四回八十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条の二第一項の規定に基づいて、公有水面の埋立てに關し、次のとおり理立地の用途の変更等の許可をしたるに、回条第一項による溝用やる回法第十一條の規定によつて表示する。

平成六年六月十日

5075	"	可愛い悪魔ちゃん	雑誌 53811-27	ワガジン社 二
5076	"	ホンバシ 10秒前	雑誌 53811-05	ワガジン社 二
5077	録音テープ	好きも女王	VAC-003	V A 商会

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

平成6年 月 日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥 取 県

鳥取県知事 西尾 邑次

三 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十年一月十六日 鳥取県指令受漁港第六十七号

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字堅岩七四六一三六から同村大字園字西ノ前三までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から16の地点までを順次に直線で結んだ線、16の地点から18の地点までを順次に通る平成四年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、18の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(一) 位置

(二) 区域

(三) 面積

二五、三三八・八四平方メートル

(四) 位置

(五) 埋立てに関する工事の施工区域

(六) 位置

泊港西防波堤灯台（北緯三五度三〇分五〇秒、東経二二三度五六分二六秒）から二四一度五〇分三二五・一六メートルの地点

2の地点 1の地点から四四度三八分五〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一三四度三八分一六・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二三二度三八分〇・四六メートルの地点

5の地点 4の地点から一四三度五六分一四六・七九メートルの地点

6の地点 5の地点から一三三度三七分一・六五メートルの地点

7の地点 6の地点から一四三度五六分一六・三〇メートルの地点

8の地点 7の地点から五三度三七分一一八・一〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三三三度三七分一一六五メートルの地点

10の地点 9の地点から五三度三七分四五・〇〇メートルの地点

11の地点 10の地点から三三三度三七分〇・四五メートルの地点

12の地点 11の地点から五三度三七分二四・七〇メートルの地点

13の地点 12の地点から一四四度三七分四〇・七〇メートルの地点

14の地点 13の地点から一三四度四一分〇・五〇メートルの地点

15の地点 14の地点から一一四度三四分七・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一一〇度四〇分三・一七メートルの地点

17の地点 16の地点から二三二七度四七分一一一・〇四メートルの地点

18の地点 17の地点から一二九度一八分一五〇・一二メートルの地点

19の地点 18の地点から三二六度〇一分六九・八〇メートルの地点

20の地点 19の地点から三二六度〇一分六九・八〇メートルの地点

21の地点 20の地点から五五度五〇分四・三六メートルの地点

22の地点 21の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

23の地点 22の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

24の地点 23の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

25の地点 24の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

26の地点 25の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

27の地点 26の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

28の地点 27の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

29の地点 28の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

30の地点 29の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

31の地点 30の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

32の地点 31の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

33の地点 32の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

34の地点 33の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

35の地点 34の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

36の地点 35の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

37の地点 36の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

38の地点 37の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

39の地点 38の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

40の地点 39の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

41の地点 40の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

42の地点 41の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

43の地点 42の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

44の地点 43の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

45の地点 44の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

46の地点 45の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

47の地点 46の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

48の地点 47の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

49の地点 48の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

50の地点 49の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

51の地点 50の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

52の地点 51の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

53の地点 52の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

54の地点 53の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

55の地点 54の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

56の地点 55の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

57の地点 56の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

58の地点 57の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

59の地点 58の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

60の地点 59の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

61の地点 60の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

62の地点 61の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

63の地点 62の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

64の地点 63の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

65の地点 64の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

66の地点 65の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

67の地点 66の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

68の地点 67の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

69の地点 68の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

70の地点 69の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

71の地点 70の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

72の地点 71の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

73の地点 72の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

74の地点 73の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

75の地点 74の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

76の地点 75の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

77の地点 76の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

78の地点 77の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

79の地点 78の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

80の地点 79の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

81の地点 80の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

82の地点 81の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

83の地点 82の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

84の地点 83の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

85の地点 84の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

86の地点 85の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

87の地点 86の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

88の地点 87の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

89の地点 88の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

90の地点 89の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

91の地点 90の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

92の地点 91の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

93の地点 92の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

94の地点 93の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

95の地点 94の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

96の地点 95の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

97の地点 96の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

98の地点 97の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

99の地点 98の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

100の地点 99の地点から三二六度〇二分一三〇・九八メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九二度〇〇分二七〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から二三〇度〇〇分三五三・〇〇メートルの地点
オの地点 エの地点から三三六度〇〇分四〇〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一九九、三三九・三〇平方メートル

六 埋立地の用途

漁港施設用地 約二・五三〇ヘクタール

関連用地 約〇・〇〇三ヘクタール

鳥取県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
四八二号					
変更後	九・〇・九	五・三・三	変更前	二八・〇	一二六・〇
地先まで	一二七・〇	一二七・〇			

鳥取県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
四八二号	日野郡江府町大字江尾字下東屋敷二〇〇三地先から同大字字町尻り瀧下一一一一地先まで	平成六年六月十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成六年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党	山田 博史	藤田 義彦	倉吉市仲ノ町八〇六
鳥取県司法書士職域支部			
伊藤昭二後援会	松葉 幸博	伊藤 真	鳥取市立川町四一丁目一〇一
大川正夫後援会	前田 勇	岸本 篤子	倉吉市金森町二八
谷口俊男後援会	杉本 親男	石井 義男	鳥取市吉成南町一丁目二〇一七
浜田要太郎後援会	岸田 治雄	鈴木 泰典	東伯郡北条町松神七一八
村尾馨後援会	松川善之助	村尾 恭子	智美郡国府町大字中河原七八一
山本良一後援会	岸本 一寿	村川 純一	智美郡国府町大字神垣一四四
日本共産党鳥取県後援会	君野 駿平	田中 大藏	鳥取市智方一六八一八

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成6年7月29日(金)
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

イ 砂利の採取に関する技術的な事項
 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

試験科目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令	午前10時から 正午まで

3 受験申込手続
 次の書類を平成6年6月14日(火)から同年7月11日(月)までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。なお、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用することとし、郵送の場合は、7月11日(月)までの消印のあるものを有効とする。

- (1) 受験願書
 (2) 履歴書
 (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

平成6年6月10日

鳥取県知事 田中 大藏

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。

1 試験科目及び試験の時間

平成6年6月10日曜日 金

報 公 县 取 鳥

5 受験願書の提出期間

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 不明な点は、各土木事務所に問い合わせること。

平成6年6月7日に実施した第23回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成6年6月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

下田 香	中村 浩之	岡本 繁男	山崎 誠	徳田 直之
伊藤 英二	森下 剛	山田 弘美	西川 満	勝田 達雄
宮地 孝	岡田 功一	久本 武志	天野 卓	山田 忠志
岡本 勝実	国本 秀靖	堀川ひろ子	竹内 達男	松田 義正
細谷 武志	中尾 律子	本阪 公一	高見 寿滿	加藤 智久
川本富士男	大坪 邦夫	岡谷 豊	渡辺 知	

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年6月10日

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次の掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようと/orする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成6年7月15日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟 2階第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習	平成6年7月7日 午前1時30分から 午後4時30分まで	米子市糀町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、境港、 溝口、浜村及び黒坂 の各警察署の管内に 居住する者
経験者講習	平成6年7月28日 午前1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟 2階第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

7 平成6年6月10日 田曜金 取県公署

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猛銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猛銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受験申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑